

## はじめに卷子ありき——『道房公記別記』について——

白井和樹

## 一、はじめに

江戸前期の九条家当主・九条道房の日記である『道房公記』は、自筆本が寛永十一（一六三四）～正保四年（一六四七）の間残存するが、この間のものは、近代の写本を除き、九条家の外には伝存していないらしい。それにもかかわらず、世に「道房公記」と称する本をよく見かける。いずれも正保改元記で、最近整理されたものを含め、九条家本中にも存在する。本稿では、諸本の相互関係を整理し、さらに当該記の成立や原装等についても考えてみたい。

## 二、本文の検討

## 1. 九条家本中の卷子本

さて、よく見かけるといっても多くはあるまいと高を括っていたわたくし

は、手近なところから探し始めるやいなや、次の三点に気付いた。

(イ) 存外数が多いこと。

(ロ) 所謂流布本の系統の本文と、すでに整理公開されていた草稿本のそれとの間に、(節略を補った以上の) 相当の開きがあること。

(ハ) 卷子装の写本が現存すること(正親町家本)。

とくに大きな問題は、(ハ)である。これはいったいどうしたことか。九条家本にも卷子装の本があるのではないか。卷子よ出で来たれ!

すると九条家本中から本当に卷子本が(二巻も)出てきたのである。そればかりでない。『兼晴公記別記』『輔実公記別記』の卷子本もあつたのだ(函架九・五三一『改元記延宝』・函架九・五三三『宝改元記』)。

さて、この二巻の卷子本だが、ひとつは道房自筆本、いまひとつは江戸前期写本である。前者が自筆清書本で、後者が九条家における複本とひとまず考えたが、よくよく本文を検討すると、字句に異同があるし、いずれも流布本とは異なっている(詳しくは次ページの表で整理しておいたので参照されたい)。

そうした眼で見直すと、自筆卷子本には以下の如き特徴が見出せる。

<表> 各段階の本文の特徴を示す例

日付	記事	草稿本	自筆卷子本	新写卷子本	流布本
8月26日条	「可有改元定」下(割書)	…実豊亦不仰之、	〃	〃	…実豊又不仰之、
11月26日条	「次召実豊朝臣」下	付統文示可奏之由、	〃	付統文仰可奏之由、	〃
12月16日条	挙奏号	道房 <sup>明曆</sup> ・公信 <sup>貞正</sup> ・… 綏光 <sup>寛安</sup> ・弘資 <sup>貞正</sup>	弘資 <sup>貞正</sup> ・綏光 <sup>寛安</sup> ・… 公信 <sup>貞正</sup> ・下官 <sup>明曆</sup>	〃	〃
	「貞正」号の難のうち 公景の再難	(草稿のため墨引として省略せらる)	貞正号上下同訓歟、	〃	被陳之趣、非無一理歟、 雖然京房説、貞者正也 候、然ハ貞正号上下同 訓歟、
	「正保」号の難のうち 公景の難	(草稿のため墨引として省略せらる)	又保字、於文為人只十、 是漢家之例也、武王曰、 …	〃	又取保字、於文為人只 十、是和漢之分字也、 然ハ武王曰、…

※ 上記のものは一部にすぎない。また差異を示す「、」は私に施した。「〃」は、その左欄と同じであることを示す。  
草稿本=「正保改元度記」(巻九・5129) 自筆卷子本=「改元記正保」(巻九・535) 新写卷子本=「改元記正保」(巻九・534)  
流布本は一例としてここでは庭田家本(「改元部類記」(巻264・756)第20冊)に拠った。

(1) たとえば難陳部分、「貞正」号の姉小路公景再陳で、「被陳之趣、非無一理歟、雖然京房説、貞者正也候、然ハ」などの、流布本にはある字句を欠く(表参照)。新写卷子本も同様。

(2) 同じく、「正保」号の平松時庸の難の部分が全部貼紙を以て改めらる。

まず(2)の方が分かりやすい。清書本ならばこうした作為を積極的には残さないだろうから、草稿本も別にあるし、中書本の可能性が出てくる。

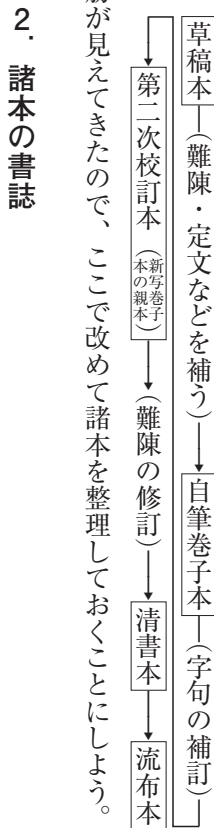
次いで(1)について、各参陣公卿から徴した難陳の自筆書付を貼継いだ『改元仗議難陳正保度』(巻九・四〇九八)を見ると、これらの欠けた文

章は、傍書として公景自筆で書き入れられているのである。すなわち、改元記道房自筆本の成立後、書付が一旦各人に返却せられ、改元定当日の発言に基づき訂してより、再度集められ、各々の訂正にしたがい記文を修正したのも——清書本——が新たに作成されたのではないか。

このように考えると、自筆卷子本は中書本と推測できる。

また、ひとまず九条家における複本かと考えた新写卷子本だが、上の表に示したとおり、流布本との中間的な本文で、第二次校訂本のようなものである。かつ、道房よりも書写年代が下ると推定される上、本文自体も間々誤脱が見えることから、新写本が第二次校訂本そのものではないらしい。したがって、自筆卷子本は初度の中書本、新写の卷子本は、第二次校訂本(すなわち再度の中書本)の転写本と看做せる。

こういった点を整理すると、次のような成立過程を考えることができよう。



以下書誌的情報を掲げる。なお白抜き数字は原本未見で、マイクロフィルム・デジタル画像や各種目録類・データベース等の文字情報から構成した。

① 宮内庁書陵部図書 寮文庫蔵九条家本 『正保改元度記』(巻九・五一二九) 和・大・一冊(草稿本) 九条道房自筆。素紙表紙、左肩打付外題「正保改元度記後侍上寺殿御筆」。内題なし。本文毎半毎半八〜九行。奥書なし。紙罫(二枚) 附属。

② 宮内庁書陵部図書 寮文庫蔵九条家本 『改元記正保』(巻九・五三五) 卷子・一卷(自筆巻)

九条道房自筆。共紙素表紙、打付外題「改元記正保後浄土寺殿御具筆」。内題なし。横界あり(天三本、地一本。最大界高二四・八センチメートル)。奥書なし。

③ 宮内庁書陵部図書 察文庫蔵九条家本 『改元記正保』 函架 九・五三四 卷子・一卷(九条家新写本)

〔江戸前期〕写。共紙素表紙、打付外題「改元記正保後浄土寺撰政御記」。内題なし。横界あり(天二本、地一本。最大界高二八・三センチメートル)。奥書なし。

④ 宮内庁書陵部図書 察文庫蔵九条家本 『改元記正保』 函架 九・五三〇九 仮・大・一冊(九条家仮綴本)

〔江戸前期〕写。共紙表紙、中央打付外題「改元記改寛永」。内題なし。本文每半一二行。奥書なし。

⑤ 宮内庁書陵部図書 察文庫蔵鷹司家本 『改元記』 第五冊 函架 三五〇・五一四 和・大・一冊(鷹司家本)

江戸中期写。浅葱色無地表紙(押八双あり、五ツ目綴)、左肩打付外題「改元記寛永」。内題なし。本文每半一二行。奥書なし。

⑥ 東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本 『改元記』 請求徳大寺家本・一・四二・六 和・大・一冊(徳大寺家本)

江戸後期写。素紙表紙、左肩打付外題「改元記」、右肩墨書「正保度上卿道房公記」。内題なし。本文每半一二行。「兼」字闕筆(光格天皇御名避諱)。奥書なし。

⑦ 東京大学史料編纂所蔵正親町家本 『左大臣道房公記』 請求正親町本・二四・一四七 卷子・一卷(正親町家本)

江戸前期写。縦刷毛目包紙(同紙巻緒共)、表書「左大臣道房公記」。素紙仮表紙、打付外題「代始改元記改寛永正保一年左大臣道房記」。内題なし。識語「此一卷以園宰相基福本書写校合了、清閑寺黄門、彼宰相難被借無同心、予有

子細借写也、黄門へ他言無之様／偏頼由依被申与風以誓言仮請也、黄門与予。無少隔心間、右之故敬他言／者也、」(読点筆者。以下同)。

⑧ 宮内庁書陵部図書 察文庫蔵伏見宮本 『改元部類記』 第二冊 函架 伏・二〇八 和・大・一冊(伏見宮本)

承応四年東園基賢写。浅葱色無地表紙、中央打付外題「改元記正保上卿道房公」。内題なし。本文每半一〇行。国解附訓点。奥書(1)「此一冊者、黄門被許披見

之間、／令書写者也追而可加清書、／于時／承應四年二月十一日書写畢、／藏人頭左近衛権中将藤原(花押)」、(2)「二見抄出了、」。

⑨ 宮内庁書陵部図書 察文庫蔵 『伏見宮記録文書』 第八八冊のうち 函架 二五六・四〇 和・大・一冊

明治期写。浅葱色布目表紙(角裂存)、左肩双辺刷粹題簽中墨書「伏見宮記録文書八十二」。扉題「改元記正保寫」。内題「改元記正保上卿道房公」。本文每半一〇行。

難陳大字、国解附訓点。奥書(1)「此一冊者、黄門被許披見之間、令書写者也、追日可加清書、／于時／承應四年二月十一日書写畢、／藏人頭左近衛権中将藤原基(花押影)」、(2)「右／伏見宮所藏也、奉 令旨寫之、／明治八年十一月十五日於習志野後、／同宮家從 浦野直輝」。

⑩ 東京大学史料編纂所蔵 『伏見宮御記録利』 第三四冊のうち 請求二〇〇一・一三 和・大・一冊

明治十九年写。茶色無地表紙、左肩双辺刷粹題簽中墨書「伏見宮御記録利六十二」。扉題「改元記正保寫」。内題「改元記正保上卿道房公」。本文每半一〇

行。国解附訓点。奥書(1)「此一冊者、黄門被許披見候間、令書写者也、追日可加清書、／于時／承應四年二月十一日書写畢、／藏人頭左近衛権中将藤原基(花押影)」、(2)「右／伏見宮所藏也、奉 令旨寫之、／明治八年十一月十五日於習志野後、／同宮家從 浦野直輝」、(3)「男澤抱一寫／野上瀧三校(朱丸印野上正定)」。

⑪ 陽明文庫蔵 『後浄土寺撰政記』 「實重旨記函I・A三・一・一〇\*」 和・大・一冊(陽明文庫本)

江戸前期写。香色無地表紙、中央打付外題「後浄土寺撰政記改寛永」。内題なし。本文每半九行。奥書なし。「明曆」御印(後西院御所用)。「明曆」号難陳に紺色不審紙。

(東京大学史料編纂所閲覧室にて公開のデジタル画像閲覧)

⑫ 宮内庁書陵部図書 察文庫蔵庭田家本 『改元部類記』 第二〇冊 函架 二六四・七五六 和・大・一冊(庭田家本)

※なおこの番号のラベルは陽明文庫では現在御使用でないとのことだが、弁別のため附しておく。

庭田重条等写。縦刷毛目表紙、中央打付外題「改元部類記」。扉題「…」<sup>(朱筆)</sup>  
後光明院<sup>(朱書)</sup> 後浄土寺撰政記<sup>(改寛永)</sup>。内題なし。本文每半一一行。難陳大字。奥書なし。

⑬ 宮内庁書陵部図書 寮文庫蔵諸陵寮本 『改元部類記』第二〇冊 函架一七五・三三三 和・大・一冊<sup>(諸陵)</sup>  
江戸末期写。布目地丁子引表紙(角裂存)、左肩双辺刷棹題簽中墨書「改元部類記 二十」。扉題「…」<sup>(朱筆)</sup> 後光明院<sup>(朱書)</sup> 後浄土寺撰政記<sup>(改寛永)</sup>。内題なし。本文每半一一行。難陳大字。奥書なし。

⑭ 西尾市岩瀬文庫蔵柳原家本 『改元定記』<sup>(函番号)</sup> 七一・三二一 和・大・一冊<sup>(柳原)</sup>  
江戸前期写。褐色表紙、中央打付外題「改元定記<sup>(改寛永)</sup>」 後浄土寺撰政記<sup>(于時左大臣)</sup>。扉題(1)「改元記<sup>(後浄土寺撰政記于時左大臣)</sup>」(2)「改元定記<sup>(改寛永)</sup>」(3)「年號難陳<sup>(改寛永)</sup>」(ともに扉)。内題なし。本文每半一〇行。奥書なし。冊尾「資熙」とあり。

(東京大学史料編纂所公開のデジタル画像および西尾市岩瀬文庫「古典籍書誌データベース」<sup>(https://adec.jp/iwasebunko/catalog/mp00566700)</sup>による)  
⑮ 宮内庁書陵部図書 寮文庫蔵桂宮本 『改元記』<sup>(函架)</sup> 番三三五三・二六七 和・大・一冊のうち<sup>(桂宮)</sup>  
江戸前期写。刷毛目格子表紙、外題なし、副題簽に「…」年號難陳<sup>(改寛永)</sup>。扉題「年號難陳<sup>(改寛永)</sup>」。内題なし。本文每半一〇行。奥書なし。朱方印「松下/見林」。

⑯ 京都大学附属図書 館蔵平松文庫本 『道房公御記』<sup>(請求)</sup> 平松/三/ミ/一 和・半・一冊<sup>(平松)</sup>  
承応二年写。香色無地表面紙、左肩打付外題「正保改元道房公御記」。扉題「正保改元道房公御記」。内題なし。本文每半一〇行。難陳・文殿勘文・続文・国解・勘文省略。奥書(1)「本云、前撰政関白前左大臣 以御本書之」、(2)「承応第二仲冬中旬書了了」。(京都大学貴重資料デジタルアーカイブ <sup>(https://rmdakulib.</sup>

<sup>(Kyoto-uac.jp/item/rb00005992)</sup>による)

⑰ 国立公文書館内閣文庫蔵坊城家本 『改元記』<sup>(請求)</sup> 番号一四六・二四 和・大・一冊のうち<sup>(坊城)</sup>  
江戸前期写。香色無地表面紙、左肩打付外題「改元記<sup>(元和度之)</sup>」。副書

「正保道房公御記」。内題なし。本文每半八行(罫紙)。難陳大字(別系)、国解附調点。奥書(1)「前撰政関白前左大臣 以本書之」、(2)「右正保五後正廿四、於燈下書之、難陳生朝臣本書之」。

⑱ 国立国会図書館蔵 『改元記』<sup>(請求)</sup> 第三五冊 番号二〇〇九・二五 和・大・一冊のうち<sup>(国会)</sup>  
江戸後期写。後補横刷毛目表紙、左肩双辺刷題簽中墨書「改元記

五十三、五十四」。浅葱色無地原表面紙、左肩打付書「正保 五十四」、右肩「卅一ノ一 共五十八本」。内題なし。本文每半八行。難陳大字(別系)、国解附調点。奥書(1)「前撰政関白前左大臣 以本書之」、(2)「右正保五後正廿四、於燈下書之、難陳生朝臣本書之」。

(国立国会図書館デジタルコレクション <sup>(https://dl.ndl.go.jp/pid/12865746/1/1)</sup>による)  
⑲ 無窮会図書館蔵神智文庫 『九条左大臣道房公御記』<sup>(神智)</sup> 番二門一部乙七・二六八五 一冊<sup>(神智)</sup>  
写。(神智文庫圖書目録(無窮会、一九三五年)による)

⑳ 宮内庁書陵部図書蔵文庫蔵 『正保改元度記』<sup>(函架)</sup> 番二五四・二八一 和・大・一冊<sup>(図書)</sup>  
江戸中期写。横刷毛目表紙、外題なし。内題なし。本文每半一〇行。難陳大字(冒頭「改寛永為正保」とあり)、国解附調点。詔書・十二月十八日条を欠く。奥書(1)「写本云、上卿道房公以本書写畢、頼業」、(2)「借請右本以他筆書写、他日令一校了」。

㉑ 東山御文庫蔵御物(侍從職所管) 『改元記』<sup>(卯二)</sup> 正保 勅封三八・二二・二 和・大・一冊<sup>(東山)</sup>  
江戸前期写。洪表紙、中央打付外題「改元記<sup>(改寛永)</sup>」(桜町院宸筆)。扉題「改寛永廿一年為正保元年」。内題なし。本文每半一一行。難陳大字(冒頭「改寛

永為正保」とあり、本文順序に乱れ。奥書なし。

(マイクロフィルムおよび『東山御文庫目録卅八』(宮内公文書館蔵、識別七〇一〇五)による)

②1 東山御文庫尊蔵 『改元難陳 乙』勅封勅三八・三七 和・大・一冊(東山御文庫本難陳)

〔江戸前期〕写。洪表紙、中央打付外題「改元記改寛永」(桜町院宸筆)。扉題「改元難陳改寛永廿一年為正保元年」。内題なし。本文毎半一二行。難陳のみ(大字)。奥書なし。

(マイクロフィルムおよび『東山御文庫目録卅八』による)

②2 国立歴史民俗博 物館蔵高松宮本 『改元部類記』第一六冊資料H・六〇〇・一八九 和・大・一冊(高松宮本)

江戸前期写。練色表紙、中央打付外題「改元記正保」。内題なし。本文毎半

一一行。難陳大字(冒頭「改寛永為正保」とあり)、本文順序に乱れ。奥書なし。

(高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編二」(国立歴史民俗博 物館、二〇〇九年)および高松宮本マイクロフィルムによる)

②2 国立歴史民俗博 物館蔵高松宮本 『改元部類記』第一七冊資料H・六〇〇・一八九 和・大・一冊(高松宮本)

江戸前期写。練色表紙、中央打付外題「改元難陳正保」。内題なし。本文

毎半一二行。難陳のみ(大字)。奥書なし。

(高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編二」および高松宮本マイクロフィルムによる)

②3 東京大学史料編纂 所蔵徳大寺家本 『改元難陳 正保』請求記号徳大寺家本・四・七九 和・大・一冊(阿波國文庫本)

江戸前期写。黄色無地表紙(押八双あり)、中央打付外題「改寛永廿一年為

正保元年」、綴糸に附札「伏見宮本利六十二改元記所載ト全書」(朱筆)、下札「改

元部類」(墨書)。内題なし。本文毎半一一行。難陳大字(冒頭「改寛永為正保」と

あり)、本文順序に乱れ。奥書なし。「阿波國文庫」印。

②3 東京大学史料編纂 所蔵徳大寺家本 『改元難陳 正保』請求記号徳大寺家本・四・七八 和・大・一冊(阿波國文庫本難陳)

江戸前期写。薄鈍色無地表紙(押八双あり)、中央打付外題「改元難陳改

寛永廿一年」、綴糸に附札「蜂須賀本改寛永廿一年為正保元年ト題スル書二具

載ス、(行末)不用、(朱筆)、下札「改元部類」(墨書)。内題なし。本文毎半一二行。難陳のみ(大字)。奥書なし。「阿波國文庫」印。

②4 岡山大学附属岡 山書館小野文庫蔵 『改元記』寛永廿一年十二月十六日改元正保左大臣道房公記

資料P二一〇・〇・三 和・大・一冊(小野文庫本)

〔江戸中期〕写。横刷毛目表紙、中央打付外題「改元記寛永廿一年十二月十六日改元正保」(左大臣道房公記(黒印印文))。内題なし。本文毎半一〇行。奥書「本日、這改元記、一条殿教輔公、以御本書写

者也、慶安元三下旬 為適」。 (岡山大学附属岡山書館頒布のデジタル画像による)

②5 慶應義塾図書館蔵 『改元記』請求記号研究資料種個人六〇〇@八一@一 和・半・一冊(葉室頼メデイズシタケ蔵)

江戸前期写。茶色無地表紙、左肩打付外題「改元記改寛永」(旧題簽痕あり)。

内題なし。本文毎半一〇・一三行。奥書(1)「這改元記、一條殿教輔公、以御本

書写者也、慶安元三下旬 為適」、(2)「權中納言藤原頼重」。

②6 東京大学史料編纂 所蔵徳大寺家本 『重冊改元記正保』請求記号徳大寺家本・一・四八 和・大・一冊(徳大寺家本)

江戸中期写。香色無地表紙、中央打付外題「改元記正保」。表見返裏面旧外

題「改元記正保」。内題なし。本文毎半八行。奥書なし。

②7 国立公文書館内閣 文庫蔵押小路家本 『改元記』請求記号古三・二〇一 和・大・一冊(押小路家本)

〔江戸中期〕写。茶色無地表紙、左肩双辺刷粹題簽中墨書「改元記正保元年全」。

扉題「改元記正保」。内題なし。本文毎半八行。奥書なし。

②8 京都大学附属岡 山書館菊亭文庫本 『改元部類記』第九冊請求記号菊亭文庫本 和・大・一冊(菊亭本)

〔江戸中期〕写。香色無地表紙、中央打付外題「改元記正保」。扉題「改元

記正保」。内題なし。本文毎半八行。奥書なし。(京都大学貴重資料デジタルアーカイ

ブ <https://rmda.kuibh.kyoto-u.ac.jp/item/rb0002748?page=188>)による)

②9 国文学研究資料館蔵山 城国京都清水谷家文書 『改元記 正保』請求記号資・二六B・三三・一〇 和・大・一冊(清水谷家本)

〔江戸後期〕写。横刷毛目表紙(角裂存)、中央打付外題「改元記正保」。内題

なし。本文毎半八行。奥書なし。

③① 国立公文書館内閣  
文庫蔵内務省本 『記録部類』第一九九冊請求  
一四四・四七九 和・大・一冊のうち  
江戸後期写。刷毛目格子表紙、中央打付外題「改元部類十四」。内題なし。  
本文毎半九行。奥書なし。

③② 宮内庁書陵部図書  
寮文庫蔵水野家本 『記録部類』第四六冊函架  
番号二五五・一一四 和・大・一冊のうち  
江戸末期写（嘉永五年頃）。丁子引表紙、中央打付外題「改元部類十四」。内題  
なし。本文毎半九行。書写奥書なし。

### ③② 『改元記』

一冊（三条家本）

別書名「道房公記」。詳細未詳。

（『国書総目録』による）

## 3. 写本群の特徴と諸本相互の関係

これらの写本の特徴を捉えると、おおよそ次の如く整理できそうである。

【九条家本系】中書本より派生したもの。②～⑥。便宜①もここに含める。）

【旧禁裏本系】初期（後水尾院時代）の禁裏本から出たと看做せるもの。外題  
ないしは扉題「後浄土寺撰政記」が多い。⑪～⑮。⑦～⑩もここに含め  
うる。）

【一条家本系】本奥書から一条家蔵本に淵源を求めうるもの。下位分類に、  
本奥書から第Ⅰ期本（昭良（「前撰政関白前左大臣」）期書写）・第Ⅱ期  
本（教輔（「一条殿教輔公」）期書写）の二系統があり、さらに分岐。第  
Ⅰ期本の外題は「道房公御記」と「改元記正保」とがあり、第Ⅱ期本に  
は「改元記改寛永為正保」もある。（Ⅰ⑬～⑰、Ⅱ⑳～㉓もここに  
含めうる。）

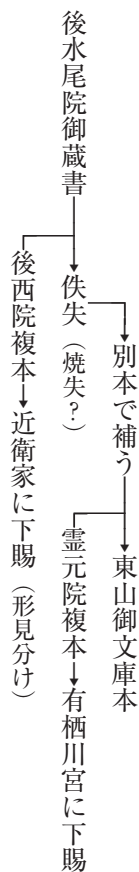
これらをまとめたのが別掲の系統図である（三〇ページ）。

前述のとおり、【九条家本系】と流布本とは、本文に差がある。道房自  
筆本たる卷子本と違う本文が流布しているとは、どういったことだろうか。

解決の糸口は他でもない、兼晴・輔実の卷子装の改元記である。東山御文  
庫本にも卷子装の両改元記が現存し（勅封三八・六五『改元記延宝度』・同三八・六  
六『改元記宝永度』）、各々記主自筆、素表紙で、外題のない本だ（マイクロフ  
イルム等による）。

一方の『道房公記別記』の御物としては、【一条家本系】より派生した一  
系統と思しき、高松宮本・阿波国文庫本と同系の冊子本のみが現存する（㉑）。  
無論東山御文庫本と高松宮本との一般的な関係上、高松宮本の親本だろう。  
しかしこれは原本に近いテキストの本とはいえぬ。また、もと禁裏御文庫に  
伝来していたことが明らかなものとして別に陽明文庫本（㉒）があり、これ  
も冊子本で、後西院の「明暦」御印が捺される。【旧禁裏本】の系統である。

東山御文庫に、原本に近いテキストの卷子本で伝わっていたことが、卷子  
装の兼晴・輔実両記の存在から強く想定されながら、現に伝わらないのは、



のように考えれば整合的ではないか。

さて、このように想定したとき、後水尾院の御文庫にあったもの——これ  
を便宜「旧禁裏本」と称してみた——が、現存はしないのだけれど、諸本の  
系統を考える上で重要な地位を占めると考えられる（あるいは流布本中の重  
要な祖本たる一条家本もそこに由来する可能性すらある）。それは当然に「自  
筆清書本」に由来するはずだ。いや、むしろ兼晴・輔実の例に照らせば、自

筆清書本こそが禁裏御文庫に蔵せられた後水尾院御蔵書ではあるまいか。

### 三、さらに自筆清書本に迫る

#### 1. 自筆清書本の姿

さて最後に、その自筆清書本の本文や原装について考えてみたい。

本文としては、複本と思しい後西院御本（陽明文庫本）が最も近いのだろう。無論、魚魯の誤りの類は免れ得ず、確実に旧禁裏本に由来する諸本、あるいはもっと広く流布本を、相互に吟味して見極める必要はある。

そして形態は当然に卷子装と想定される。流布本系唯一の例だが、正親町家本が卷子装だからである——卷子本から転写本として冊子本が生れるのは容易いが、逆は考えにくい。その細かな点については次の如く想定される。

(A) 素表紙。それというのも、前述のとおり、東山御文庫尊蔵『兼晴公記別記』『輔実公記別記』が素表紙だからである。

(B) 外題は『兼晴公記別記』『輔実公記別記』同様、なかった可能性が高い。しかし後西院御本の外題が「後浄土寺撰政記」ゆえ、おそらく旧禁裏本も、御文庫に蔵されてより（しかも道房薨去後）、「後浄土寺撰政記」と注記でもせられたか（そうはいつても、「改元記<sup>正保</sup>」の如き外題・扉題も散見される以上、九条家両卷子本、とくに新写卷子本と同様だったかもしれぬ）。

(C) 料紙は鳥の子紙。九条家両卷子本が鳥の子紙で、清書本のみ普通の楮紙だとは考え難いため。

(D) 記主、すなわち道房の自筆。『兼晴公記別記』『輔実公記別記』から考えてほぼ確実だろう。

#### 2. 卷子装の本

さて、卷子装からだちに想起されるのは、勅撰集の奏覧本である。佐々木孝浩は、橋本不美男（『原典をめざして』（笠間書院、一九七四年）・櫛笥節男（『書庫涉獵』（おうふう、二〇〇六年）の先行研究をふまえ、また諸史料に見える実例や古筆切を参照し、勅撰集奏覧本について論じ、千載集以下が卷子装であることと、各集の料紙や表紙などの形態的特徴とを明らかにし、その共通点などを抽出する（佐々木「勅撰和歌集と卷子装」（『日本古典書誌学論』（笠間書院、二〇一六年））。そこで明らかにされた形態——とくに羅などの表紙、高価な素材の軸、色紙・雲紙（内曇）の料紙が多いことなど——は、いま見てきた『道房公記別記』と大いに異なる。鳥の子紙も奏覧本としてありうる（存在してはいる）点と、撰者自筆本という点とが、せいぜいの共通点だ。

#### 3. 改元記の場合

こ（れら）の改元記は何故卷子装という奏覧本ふうの形態をしているのか。それは禁裏御文庫にあったということ自体が答えなのだろう——すなわち、まさしく奏覧本だったためと考える。自筆本である（と考えられる）ことも傍証となる。

斯く書いてはみたものの、古記録と（和歌の）勅撰集奏覧本とを同様に論ずるのは些か粗雑との誹りは免れ得ない。したがってもう少し丁寧に論ずべ

きだが、残された紙幅も、わたくしの能力も、圧倒的に不足している。但、佐々木が別に考察するような（佐々木「卷子装であること」（『日本古典書誌学論』）、卷子装の持つ格などを本記自筆清書本も有していたことだけは言えるのではあるまいか。

また道房自身の（一種形式主義的な）写本の製作態度に由来する可能性も考えておいた方がよい。すなわち『道房公記』の始まりを記念する寛永十一年記が卷子本（しかも具注暦を用いたもの）——平安以来の最も規範的、あるいは復古的な形態——であることは象徴的だが、それに近しいと評価もできよう。しかし寛永十一年記は清書本ではありえず、中書本というほど整理もされず、全くの草稿本である。なお、この卷子装の寛永十一年記以外は、いずれも仮綴本で草稿というより中書本的と思しいものが多く（寛永十六年記ほか）、『道房公記』全体を通して、その性格・段階は論じにくい（清書本を目指す姿勢のみは見出せるが、結局記主頓死で実現しなかったのだろう）。そうした状況下、この別記を『道房公記』全体の中にどう位置づけるかはなかなか難しい。

同じ別記として比較対象となる延宝・宝永改元記は、子孫たる兼晴・輔実が、道房のやり方に倣って同様に卷子装の写本を作製したのだろう。したがって、道房自身の意図を彼らから推測するのも同様に難しいと思われる。

#### 四、むすびにかえて

今回扱った正保改元記は、現存する自筆本が卷子装で、かつ中書本だったが、そのために却って流布本や類似の改元記との比較によって、現存しない清書本の形態が、同じく自筆の卷子本で、かつて禁裏御文庫にあり、奏覧本

的性格もありそうだといいるところまで見えてきた。

その当否は読者諸賢の御判断を仰ぎたいが、ひとまず本稿末尾に自筆卷子本の翻刻を附しておくので、内容についても御検討いただければ幸いである。

註 系統図について、諸本間の関係などを補足的に述べておく。

【⑤鷹司家本と⑥徳大寺家本の関係】徳大寺家本は、本文が新写卷子本と同系。また、薄様の料紙といい、写し方といい、親本を影写したようで、欠損部分まで忠実に写したようなしるしが見える。このしるしは、じつは鷹司家本の虫損そのままである。徳大寺家本は「兼」字を闕筆するから、光格天皇の御諱を避けた江戸末期の書写に係るが、鷹司家本は闕筆しない。ここから書写年代の差が分かる。

【⑦正親町家本と⑧伏見宮本の関係】正親町家本は、流布本の系統、すなわち清書本の系統に属する本文を持つものの、誤字・衍字が多い。正親町家本と、この誤字類を含め、きわめて似た本文を持つのが伏見宮本だが、誤字・衍字の全てを引継ぐわけではなく、正親町家本が伏見宮本の親本ではなさそうである。しかも形態の面から、逆に伏見宮本が正親町家本の親本にはならない。したがって、共通の祖本を設定する必要がある。このとき、正親町家本の親本は識語から園基福本であり、伏見宮本の親本は奥書によれば「黄門」本である。この「黄門」と呼んで通じる人物は実兄園基福が最も相応しく、両本とも園基福本の転写本と考えるのが自然。したがって、共通する誤字類は園基福本に由来するものと断じてよい。

【⑨伏見宮記録文書と⑩伏見宮御記録】『伏見宮記録文書』につき、相曾貴志「伏見宮記録文書」の成立」（『書陵部紀要』六六、二〇一五年）では奥書を書写奥書とみる。ところが、東京大学史料編纂所蔵『伏見宮御記録』所収の『道房公記別記』を見ると、浦野の本奥書を有するものに、難陳は大字でなく細字である。これは『伏見宮記録文書』が親本でないことを示す。したがって、浦野の奥書は『伏見宮記録文書』の本奥書で、別に浦野の書写した難陳細字の本があつて、それを各々書写した結果と考えねばならぬ。また、『伏見宮御記録』の外題はいずれも「御」



字を追記するから、「伏見宮記録」と称する一本があり、それを写したと考えてどうか（なお飯倉晴武は、『伏見宮記録文書』について『伏見宮御記録』ともいう。）とするが（『国史大辞典』「伏見宮記録文書」、短絡的）。これは諸所にある東大本以外の『伏見宮御記録』と称する本（いずれも伏見宮本全体はカヴァーしない）と比べると、とくに文書類の翻字が異なる（誤る？）点も傍証になろう。

【11】陽明文庫本とその伝来】陽明文庫本は「明暦」御印から後西院御手沢本であり、「明暦」の難陳に不審紙が押されるのは、御在位中の年号を蔵書印としてお使いになった院が、この年号をそれほどまでに愛されたようで、奥ゆかしく思われる。さて、これが近衛家に伝わるのは、すでに平林盛得が指摘するように、院がかねてから近衛基熙に幾許かの記録類を譲られる御意思をお持ちだったこと（「以上甘箱之内：残十二箱令紛失、不知行方、若臣下記故、左相府へ被下敷、内々和哥抄物、御記等可被下由、後西院兼而仰之由也依左府出頭異他也」）（『基量卿記』（書契）柳・五八〇頁）貞享二年七月三十日条）による（平林「後西天皇取書の周辺」（『近代文書学への展開』（柏書房、一九八二年）））。

【14】柳原家本と【15】桂宮本の関係】桂宮本の系統は本文だけ見ると判然としない。しかし、「扉題を「年号難陳改寛永廿一為正保元」とする点は、柳原家本の消された扉題と同じで示唆的である。これによって本稿では柳原家本に近しいと推定した。

【1】一条家本系諸本（16）～（18）・（19）・（20）～（31）を同系とする点】平松家本等の奥書に見える「前撰政関白前左大臣」につき、この時期——坊城家本にある「正保五年」以前——撰政・関白・左大臣をすべて経歴するのは一条昭良ただひとり。さて、葉室頼重本等の親本たる五条為適本は一条教輔本の転写本である。ここで一条昭良・教輔は親子だから、「前撰政関白前左大臣」本と一条教輔本とは同じ本と考えられる。

【2】小野文庫本・25葉室頼重本と28菊亭家本・29清水谷家本、3031『記録部類』との関係】小野文庫本と葉室頼重本が同系なのは、五条為適の本奥書を有する点から自明だが、両本の特徴として、「云々」を間々「云云」に作る（一貫性なし）、国解中の「矣」字に間々小字がある、東坊城知長勘文の「知長」を「和長」に誤る点が挙げられる。

本奥書は欠くけれど、この特徴を受け継ぐのが徳大寺家重冊本・押小路家本・菊亭家本・清水谷家本と両『記録部類』。このうち菊亭家本・清水谷家本は各々同装訂の他の改元記とともに二〇冊程度まとまって伝来し、何らかの改元部類を書写した結果と考えられる。また『記録部類』自体そういったものゆえ（外題も「改元部類幾」である）、やはり一括の改元部類に由来するのだろう（『記録部類』は「礼儀類典稿」の異名を持つが、彰考館で編まれた『礼儀類典』と関係があるなら、親本は彰考館本だろうか（彰考館文庫に二四冊本の改元部類記が伝わるらしい（寅部十二番（『彰考館文庫図書目録』（同文庫、一九一八年））。なお、両『記録部類』の先後関係は、定文の日付が図書寮本で「寛永廿一年十一月十六日」（傍点筆者）と誤るから、正しく十二月とする内閣文庫本が先、図書寮本が後。

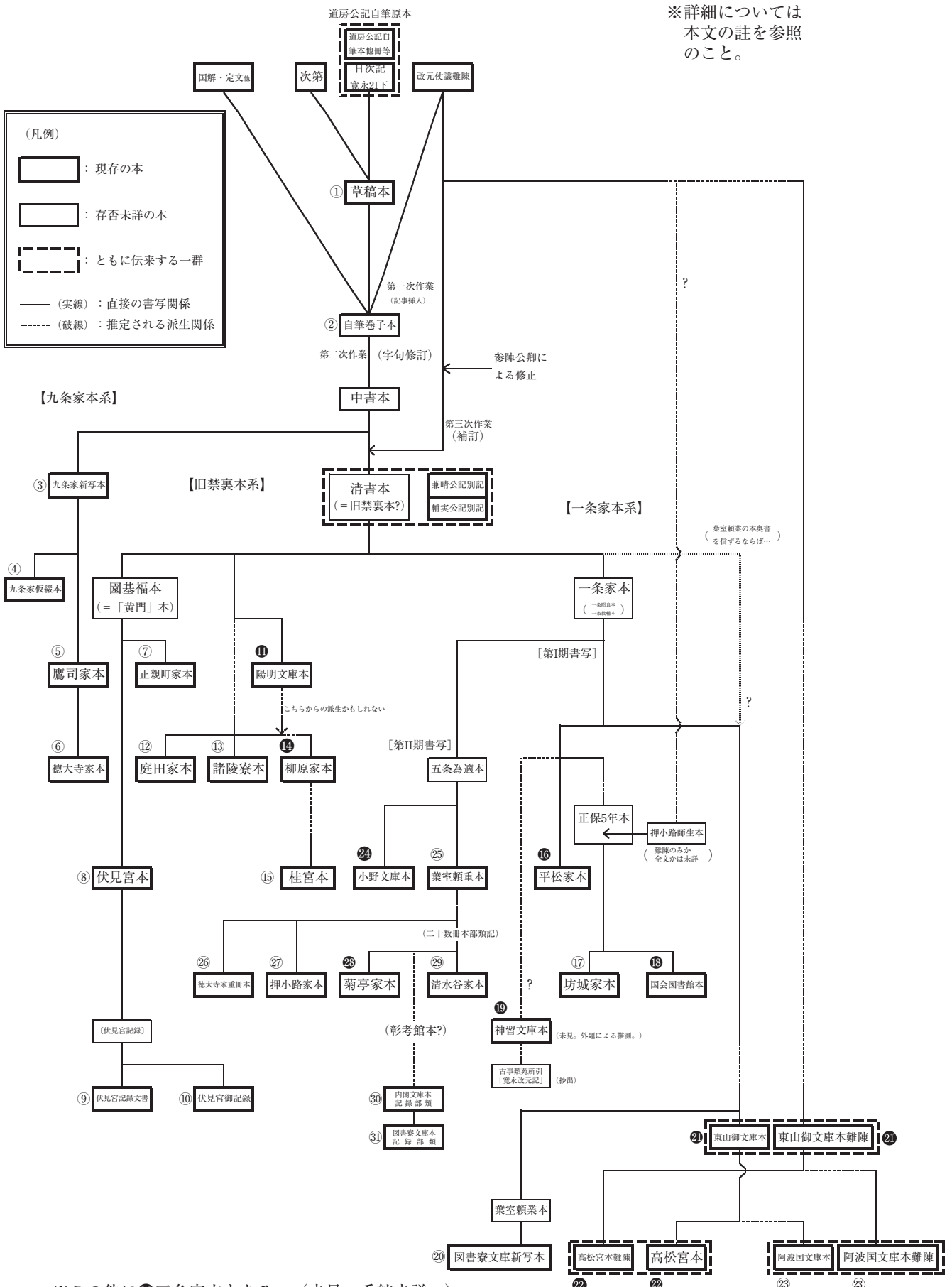
【その他】なお残る疑問は伏見宮本の国解に訓点が附されることで、本記全体を見渡すと、国解附点本は正保五年本（坊城家本等の祖本。訓点は押小路師生本に由来するのかもしれない）の系統に属するはずだが、その点伏見宮本だけが浮いている（図書寮文庫新写本は本文順序の乱れからみて、（他の同系本（29）～（31）同様）もと難陳等を欠く本に異本で補ったと思しく（それが難陳前の一行に尻尾を出している感あり）、頼業の（本）奥書の記述とは裏腹に一条家本第一期書写系に属すと解すべきで、その点でも国解附点本なのは却って自然。

また、難陳が大字であるものに複数のパターンがあつて、これも先に記した一条家本系の分類と密接に関係すると思われるけれど、この点についても現時点で確固たる見通しが無い。これらは今後の課題としたい。

併せて、阿波国文庫本両記（23）（23）に関連して、以前紹介した『西襦鈔』の阿波国文庫本と23とが同装訂（拙稿『西襦鈔』なる改元部類』（本誌七一号、二〇二〇年））であることに加え、校正中に得た小堀貴史の教示によれば『西襦鈔』を合綴する同文庫本『改元申詞 享祿』（東京大学史料編纂所蔵）が黄色表紙の大本だといひ、23と同装訂だと思われ、その伝存状況が注目される。

《道房公記別記系統図》

※詳細については本文の註を参照のこと。



※この他に22三条家本もある。(未見。系統未詳。)

【翻刻】

(外題○裏)「改元記正保 後淨土寺殿真筆、」  
(九条道房)

(※素紙仮表紙見返〇有一紙アリ)「

寛永廿一年 八月廿六日、辛巳、陰晴不定、

年号勘者宣下  
有年号字勘者宣下事、

藏人頭右中将実豊朝臣来、  
(正親町)

道房着冠直衣、出逢賓筵、

実豊仰云、仰知長朝臣、長純朝臣、大内記(高辻)為庸朝臣、可令勘年号字、  
(東坊城)

即下口宣状、

口宣  
寛永廿一年八月廿六日 宣旨、

令文章博士菅原知長朝臣、

大内記菅原為庸朝臣、文章

博士菅原長純朝臣等撰進  
(〇ナシ)

年号字、

藏人頭右近衛權中将藤原実豊奉、

道房申承畢由、

次召大外記中原朝臣師定、仰勘文事云、可有改元定(押小路)日時依未定、不仰其日、  
実豊亦不仰之

仰文章博士知長朝臣、長純朝臣、大内記為庸朝臣等、可令勘年号字、  
(又〇)

即下賜口 宣状、師定称唯退下、宣旨状、

文章博士菅原朝臣知長

菅原朝臣長純」①

大内記菅原朝臣為庸

左大臣宣、奉 勅、宣令件等人

撰進年号字者、

寛永廿一年八月廿六日大外記兼造酒正中原朝臣師定奉、

九月十四日、己亥、天晴、

頭右中将実豊朝臣来云、年号勘者事、除大内記為庸朝臣、可召前菅  
(〇ナシ)

宰相為適卿之由、撰政消息云々、  
(二条康道)

為庸に代え為  
適を勘者とす  
道房問云、下官可下知哉、実豊直可催為適卿哉、実豊  
直可催之云々、

十一月十七日、壬寅、天陰、入夜雨下、

实豊朝臣来、改元定以前可申行条事定也、可用意申文之由、仰実豊、

廿六日、辛亥、晴、時々雪散飛、

師定年号勘文  
を持參  
大外記「中原〇」師定持參年号勘文二通(知長、長純等  
勘進之)

実豊国解を持  
參  
实豊朝臣持来国解、

道房着冠直衣出逢、

实豊付国解(先覽撰政、不及  
奏聞云々)下官結之、

实豊又付年号勘文一通(為適卿  
勘進之)

次召右少弁嗣長授国解(甘誓寺)嗣長結申之、仰可令勘例之由、

嗣長統文を持  
參  
次嗣長持參統文、

次召実豊朝臣、付統文、示可奏之由、又奏年号勘文三通、  
(仰〇〇)

实豊更来授統文、下官結申之、实豊仰使公卿可定申之由、」②

改元定次第を  
献す  
十二月十二日、丙寅、付実豊献改元定次第、

十六日、庚午、天晴、

改元  
此日改元事(改寛永廿一年  
為正保元年)

当帝始有此事、  
(後光明院)

道房秉燭着束帶、色目如恒(無文帶、  
紺地緒)、蒔絵劔、

輕服以後初め  
て參陣

各卿奉奏の号

弘資真正、綏光寬安、時庸寬安、共綱明曆、  
隆量真正、公景寬安、公信真正、下官明曆、

藏人右少弁嗣長下吉書、

次權大納言公信(德大寺)、權中納言公景(師小路)、隆量(鷹尾)、共綱(清閑寺)、右衛門督時庸(平松)、左大弁

綏光(広橋)、右大弁弘資等(日野)着座、

道房召外記、大外記師定來、問上達部皆參哉否、師定申參之由、

先是有条事定事、

道房以官人召文書授公信、次第見下之、

次下官仰綏光令召硯、仰可讀申之由、綏光讀申、

次道房仰可定申之由於弘資、弘資申可被免發言之由也(依初參)、猶可定申

之由仰之、

次諸卿自下臈定申、

次道房仰綏光令書定申之旨、綏光不書終之間、仰後日可書進之由、

綏光召史令撤硯、

諸卿起座、

小時諸卿更着陣、

頭右中将実豊朝臣下年号勘文三通、

道房結申之、実豊仰可定申之由、

諸卿次第見下之、<sup>③</sup>

次下官仰弘資令讀勘文、

弘資申可讀申何勘文哉之由、自博士可讀申之由仰之、

次道房仰弘資令定申、各自下臈定申、

此間取上勘文、<sup>④</sup>

条事定

諸卿をして難  
陳せしむ

寬安 下官仰人々令難申、此間召留実豊於軾

寬安 弘資申云、寬安号引文之下文ニ寬仁所以止苛刻、安靜所以息暴乱云、聖人之  
教不肅成ト云、万民富樂、無饑寒之色、自東自西、自南自北、無思不服之時ニ  
至テハ、苛虐殘暴何ニ在テ息メン哉、然ラハ可謂當時不相応号歟、  
公景云、寬安号、就引文之下文、苛刻暴乱、何在息之哉、當時不相応之号之由、  
苛刻暴乱起而非止之、寬仁則其下效之、自無<sup>⑤</sup>苛刻安靜、則其下效之、自无暴  
乱、是文武之德化、聖人之能事也、尤可為相応号歟、又縱然雖苛刻暴乱、於止者  
有何事乎、舜時有四凶逆諸四夷不与中国也、又湯武起兵誅無道、雖聖代非無叛逆  
歟、廢乱反正、春秋之明法也、又昊天有成命之詩、以祀成王之由被難歟、祀者不  
國之大事乎、於朝廷者祀天地、在諸侯者祀社稷也、宗廟之祀者、貴賤上下之無差  
異歟、殊宗廟者、礼之起也、成王繼文武之業、施盛德於民、行礼儀於天下、不  
可不祀矣、殊周頌詩也、頌者美盛德之形容、以其成功告於神明者也、何以祀事課  
其難乎、且又旧号之一字上下ニ殘用之例、凡廿ケ度餘レリ、天平勝宝、天  
平宝字、延喜、延長、天慶、天曆等類多吉例也、今寬永、寬安、尤神妙也、  
公信云、寬安号事把旧号之一字、雖有嘉例之陳、就先規猶涉疑滯歟、又被用安字  
於下事、久安、康安等之内、皆有舊害之事、最不快者歟、且又寬安兩字連統可有  
其憚、勻書云、寬、緩也、民事不可緩也、安樂怠惰、使人亡  
其智能、又云、以安樂失之者多矣、由是觀之、難被举用歟、  
綏光云、就寬安号、安字被用下、久安、康安、雖被称不快、承安、心安等非不吉、  
寬者緩也、民事不可緩也トハ、是謂民務乎、緩字非可憚、安樂怠惰、使人亡其知  
能、是又般樂怠放義歟、然ハ不可有字難、以寬治  
民而除其虐、安則久トモ候、於此号者可宜候哉、  
共綱云、寬安之号事、素患難行乎、患難云、然ハ此号之音相通患難、又有火難之  
響、是等古來之難候哉、凡年号者、依音響定吉凶之旨申習之由、康永度有沙汰、  
天安其音相似天難之由有難、果而不吉也、長徳者有長毒之響、由難之、然而自元年  
至四年、世人甚病死、近則心仁之号似鬼訓、由雖有古來之難、後土御門院御字被  
有用、既以甚不快事出  
來哉、旁可有憚候歟、  
時庸云、就寬安号有患難、火難等之響事、古來雖有沙汰、寬寬字不可混火字、安  
字不可混難字之由、既以先賢被議定畢、今更不可有異論歟、又天安、長徳、心仁  
等、依響之惡為不吉之由被難候、是又吉凶必不一偏歟、後漢順帝漢安者、響似艱  
難、漢武帝天漢、梁高祖天監、共齊患病名、雖然無殊事、此等雖異朝之例、依音

享封

響定吉凶事者、和漢可為一般、以非巨難、可被有用候哉、道房云、此号依年号柄宜、度々奉奏之、雖然又以俗難每度被棄捐、隨又於今度、猶寬永、寬安同字相並如何、永治、康治、代始例不快也、承元改元之度、旧主末年号相並不宜之由有沙汰、承久不被用之、今度又難被用之歟、

載德

享封道房云、享封号新字也、被用新字事、近來被憚之由有沙汰歟、雖新字無難之条、治、万二字後一條院治安、万壽、又文、建之二字者後鳥羽院文治、建久、殊靜謐也、至德、明德又無子細歟、近嘉吉雖有普広院左大臣事、吉字事非字之過、辛酉之歲に相當て「八〇革命之災也、雖然於此号者有難歟、所引文々選徽文也、徽者徵兵之文也、尤可被忌避歟、且又魯及胡灌皆享万戸之封云々、張魯不快者也、旁難被採用乎、載德道房云、此号又新字也、載字漢家例、唐武后載初、延載、僅一兩年号也、又載、載、偽也、注云、載者言而不信云々、偽德之訓亦不甘心歟、

寬裕

寬裕道房云、此号寬字同寬安子細、裕字又未被用歟、此号度々出現之時祐字也、今所用之裕字兩度出現矣、建武度此号不及群議、其後曆応之度有沙汰、其趣、件字漢朝猶新字歟、双示右之字若同乎、不可決、為同字者、漢朝有例、但旁不可然之由、一同不被用、又似法名之由先賢所難也、可被棄捐「指」乎、

貞正

貞正公景云、貞正号事、兩字共用來之例雖繁多、考臧否則既凶也、過半歟、或御代末之号、或年序不久也、就中、円融院貞元、未曾有之天変地妖也、所謂國家將亡、必有妖孽、近者、後花園院寬正年中、疾疫流行于四海、蒼生死道路者十八九也、骸骨乾溝壑云々、可謂國民多死矣、凶殃孰大焉乎、加之、後柏原院永正三年、秋七月、彗星出現、同月春日山之神木七千餘本、不日而枯槁之由、粗見于日記、允青山變枯之謂乎、此等之濫觴、甚可忌憚事歟、訟不可長候、是非可在上宣歟、公信云、就貞正号而兩字共被用之例、古今雖繁多、或御代末之号而未被甘心、或年序不久而不快之由被難候哉、聊考之、御代末之号、又年序不久之難、或於末号吉凶以難、或於不久亦善惡相混改之、与時宜之何不臧之禍乎哉、次以、円融院貞元、後花園院寬正、後柏原院永正、而天変地妖之難雖被勘之、強不可依上下之字例歟、且有覆載生成之偏及寒暑災祥之不得其正者、豈元号之所致也哉、竊惟、上被置於貞之字時、天変不流降于下、々被用於正之字時、地妖不発見于上者也、乎、今所用之貞正者、只本引文之意也、尊長於人為君者、當須章明已志為貞正之教也、然則上施於貞正之教、而下服撫育之化、四海太平孰加之矣、公景云、「破陳之趣、非無一理歟、雖然京房說、貞者正也候、然ハ「貞正」一「貞」号上下同訓歟、同訓相加之例雖有之多不庶幾歟、康保、寬弘、保安等御代末之号也、剩寬弘三年春興殿炎上之事有之、「咎徵難逃歟、」又康安、嘉慶、嘉吉、纒一兩年之「号」也、不足称好歟、強雖非巨難幾微之際聖人所謹也、旁可被棄撤歟、隆量云、貞正号同訓例不庶幾之由、雖被難之、自嘉祥已降數度被用之乎、鳥羽院保安、無指事歟、嘉吉者当于甲子改元也、強不依久否乎、永延、康和等明時之号也、正応又宜焉、漢朝亦兩字同訓不可勝計矣、如初元、咸平、雍熙等号、是又足准拠也、朔万物得利而貞正之言、良有以也、尤可被採用歟、

延祿

時庸云、貞正号上下同訓之事、以先例繁多、雖被陳之、於代始号者、猶可有如何候哉、後三条院延久、後伏見院正安、雖為代始号、難称佳模、於代末例者、及ケ度、尤可有斟酌歟、加之、貞正之二字与上生経為同音、以類經名者、可被採用事如何、旁不可庶幾歟、弘寶云、貞正号兩字同訓事、就代始雖被勘例、又被用之例繁多歟、所詮、上下同訓之号先賢不棄擲之上者、不可為難、近クハ文祿之佳例相合矣、次上生経通声之事、堀川院寬治、土御門院正治、雖類勸持品、生地経「用」之、不可及沙汰歟、道房云、此号年号柄以神妙也、但兩字連續見之者、如益法歟、清白守節曰貞、内外賓服曰正云々、宋仁宗康定、同欽宗靖康、或謂其如諡法云々、此事有先規歟、雖然好事不若無候、可被移他号之沙汰歟、

正觀

正觀道房云、此号正字正長以後不被用上、觀字在于下事、永觀纒二年而代末之号也、其後終不用下、不庶幾哉、觀心又不吉号也、加之、依宋仁宗諱、以貞觀改用火字、件字者、烽火也、有寇至則舉烽火、幽王之戲、周道衰微之兆歟、旁此号難被採用乎、

公信云、於正觀号、正長以後正字不被用上之由雖被難、曾無其謂候歟、文武天皇皇雲以後、慶字雖不被用上、至於慶長号、被採用上而年歷不少、御代亦太平也、加之、正字被用上之例、一條院正曆、伏見院正應、後伏見院正安、御代始号而為佳例者也、觀字被用下之事、永觀纒二年而御代末之号由、被難候哉、清和御宇貞觀者、謂御代始号、朝廷之恩光盛、而臣下之繁榮何加此時乎、次觀心不吉之由、雖被難之、已上下字反之被用事、吉例繁多也、次宋仁宗名禎、改貞觀作正觀者、避同音故也、凡易音取心者、古今之通規也、如、貞元、正元、貞和、正和、貞治、正治之類、已被採用畢、不為同号顯然也、又觀字以烽火、烽火被難候、是又実非觀字之正訓、或書云、觀者王者道德之美而可觀也、謂壯觀、奇觀、有可觀者也、以此思之、上帝正而下民生、所觀望尤可謂國家和平之禎祥歟、於正觀号者被採用有乎、公景云、正觀号被陳条々、一旦雖有其奇、至貞觀末年、大極殿回祿有之、又反覆同音之例、考先蹤、嘉祥、正嘉、康元、元亨也、此兩号共不宜歟、元宝出現之時、保元打反被用之条如何之由、先輩被沙汰歟、然則、寬正、正觀可有斟酌乎、又就易觀卦引文、聊所存有之象、辭風行地上觀也、然則、寬正、正觀可有之歟、又初六童觀、小人無咎、君子吝、注所見昏賤不能識君子之道、又処觀時而最遠朝美云々、誠君子之道不明、朝廷之美不彰事、可謂不祥歟、又天台止觀十章之内、正觀有之歟、以異端之条目為元号事、先賢之所憚也、平治之度、大喜之号雖出現、以有法華經之文被棄捐歟、又大宋、正觀間、京畿旱蝗、食稼有害、百性害、百性貧窮之本、飢饉之始也、彼云此云、難被有用歟、

慶安

正保

明暦

隆量云、正観号寛正反覆之事、往昔有其沙汰歟、但永観、寛永反覆而用之畢、又就易觀卦引文被難事、象辭風行地上觀、又初六童觀、小人無咎、君子吝云々、以引文前後之文難之事、其謂由、先々仗議沙汰也、以風字被難事、貞治引文、周易巽卦、利武人之貞志治也、利武人之言、雖有難之、既被用貞治詔、又同卦象曰、隨風巽、是雖有風字、風災之事不及其沙汰、又正観者天台止観条目之由、披経文而難年号条如何之旨、先賢所制也、又唐太宗貞觀者、外戸不閉之時也、旁非巨難乎、道房云、貞正之事、貞元之後如正元難用之、頗不快也、正元、貞和等代末之号也、又正治之後、貞治就公家武家有不快之事、猶又倒用之事、如寛正、正観其難難有歟、烽火事非観字之正訓之由、前々元号沙汰之、以通字難之事恒事也、無其謂歟、此号難被採用歟、

慶安 道房云、慶安号本文周易坤卦者、安貞同引文也、先々出現之時有其沙汰、文之趣偏象地曾無天之儀歟、又漢地節者聖<sup>⑧</sup>代号有地字之由雖有沙汰、依地震改地節、欲令地得其節云々、然者有其故事歟、安貞被用既不快号也、終依天變改寛喜有地無天之儀、是其其也、難被用之歟、

正保 公景云、正保号、正字広韻君也、釋セリ、在于上尤宜乎、又「取<sup>⑨</sup>」保字、於文為人口十、是漢家之例也、「然ハ<sup>⑩</sup>」武王曰、予有乱臣十人之心ならむ歟、在于下尤宜乎、「於号備君臣ト謂ン歟、大行不顧細謹ト候、<sup>⑪</sup>」可被採用歟、

共綱云、正保、正者君也、又保与宝同、然者君之宝者位也、尤宜歟、<sup>⑫</sup>時庸云、「此号誠宜候、易ニ乾道變化、各正性命、保合大和、乃利貞、首出庶物、万国咸寧ト候、此等之文甚為規模、乾道變化者、四時循環而無窮者也、尤可被用候哉、」(×保字就有養訓誥、案頤卦辭、頤貞吉、養正則吉也、天地養万物、聖人養賢以及万民、頤之時大矣哉ト候、正保字叶之乎、)

弘資云、正保、伏見院正応、白河院承保、代始之為佳撰、且正其身以正其国、正其国以正天下者、武王之功、保其国保四海、亦為明君之治、最可被用号ニ候歟、<sup>⑬</sup>明暦 綏光云、明字被用本朝事、明德、文明、明心ニケ度歟、皆以非代始号、殊

明暦 明德者兵革難、於暦字者雖吉凶相交、近ハ康暦不快也、旁以可有捨候乎、共綱云、明暦号、明字代始未被用事、更不足為難、只自然未被用儀候歟、代末号之字被用代始例、康保之後有承保之号、永観之後永延等也、明德度雖有乱逆、即時属靜謐、殊三種神器有帰座云々、誠天下大慶不遇之歟、康暦不快之由、暦字佳例、延暦已下今更不及勘之、且又彼時有兵革、然而強不及乱歟、此間鹿苑院准后執天下之權、康暦、永徳漸属太平之始歟、<sup>⑭</sup>又君子以治暦明時矣候歟、旁為規模哉、隆量云、明暦号両字有二日之象、晋元帝永昌甚不吉也、且又明字不快乎、宋仁宗天聖明道号、後議者以為於天字為二人、明字又日月相並、母后臨朝不吉之儀顯然如何、此号可被忌憚歟、道房云、二日象非指難歟、既昌泰聖代之号也、又天暦、天二人也、暦者日也、是又無二日之沙汰歟、母后臨朝之事、又非巨難、本朝幼主之時、撰政常事也、殊神功皇后撰政最吉之例也、不及沙汰乎、

享応

道房成敗の詞 享応、道房云、享応号、享字有離合讖歟、応字天応始被用之、不快也、代始度々雖出、強非嘉例歟、又本文如何、文選晉紀総論者、自宣帝至愍帝、合其善惡論之、至于此文者、懷帝、愍帝之惡政歎息之詞、甚不快、養治之号本文史記、日蝕歎息之詞、難備最吉之由、安元改元議奏也、難被採用歟、

道房成敗の詞 道房成敗云、正保号四人举之、各不難申歟、又明暦号代始被用、殊可相応歟、大魏受命宜改歴、<sup>⑮</sup>明時又明天時者人事本、是以王者重之ト候、尤宜歟、以此両号可奏之由示人々、各諾之、

正保明暦を奏 次道房奏正保、明暦無難之由、<sup>⑯</sup>実豊參院云々、

新年号は正保 次実豊帰来仰云、改寛永廿一年為正保元年、令作詔<sup>⑰</sup>書、

詔書を作らし 次道房召大内記、為庸朝臣出来、仰詔書事、

次小内記生職持来詔書草、下官披見之、令見公信卿、

次道房招職事、奏詔書草、

実豊返下草、仰令清書之由、

次道房召内記賜草、可清書之由仰生職、

生職持来清書入筥、

次下官付実豊奏清書、奏聞畢返給之、

撰政被加御画、

次召外記、師定出来、問中務輔參哉否、

師定申不參之由、即賜詔書、仰可給中務之由之後、道房退出、先

道房退出 吉書の事は公 信存知すべし 触公信卿、于時寅刻、

後聞、公信卿移着端座、藏人右少弁嗣長下官方吉書、先覽撰政、藏人

公信下嗣長、

次頭右中将実豊朝臣下藏人方吉書、公信卿又下嗣長云々、

(以下三行空白)

文殿勘文

文殿

勘撰津守從五位下中原朝臣維精

申請雜事捌箇条内貳箇条事、

一、請給官使不論有輪庄園皆悉檢注、勘決本

免加納且免除且被停止事、

一、請任先例被充行在家役、神社仏寺權門」<sup>⑩</sup>

勢家庄園寄人等居住要津不勒国役事、

神崎、 浜崎、

杭瀬、 今福、

久岐、

右件兩条引勘文簿之處、代代之間任申請

雖被裁許、守源朝臣長俊任申請之時、追可

有左右之由、建久五年八月四日被下

宣旨、又守中原朝臣師藤任申被 宣旨之

後詳無所見矣、仍勘申、

寛永廿一年十一月廿六日 右史生宗岡忠治

中原生徳

太政官符撰津国司

雜事陸箇条

一、応停止神社仏寺院宮王臣家使、不触国宰、帶符牒告書、關入部

内庄園、冤凌郡内百姓事、

右、得彼国守正五位下中原朝臣師藤今月六日奏状稱、謹檢案内、

好立庄園、格制已重、而貪婪之徒相交郡邑、或求膏腴之便宜、或

尋土民之田地、<sup>〔由〕</sup>寄募權勢、号已庄園、随印不經国宰、直放符牒、

差遣私使、暗立阡陌、恣以立券、郡司等陳由緒者、召禁其身、還

及凌轢、如此之輩、充滿所部、国之巨害、只在斯事、望請 天恩、

因准先例、被停止者、将期国内之肅清者、<sup>⑪</sup>右大臣宣、奉勅、

任先例、依請者、

一、応停止神社仏寺并諸御厨司寄人、以土民作田、称完買、遁避官

物及臨時雜役事、

右、得同前奏状稱、同檢案内、校田授口、格条所指也、而神社仏

寺司庄園寄人等、以土民作田、暗称完買、遁避官物、对捍国務、

所為之旨、已涉狼戾、縱雖神民等、耕作公田者、何不勤課役、然

而就其作人、充行雜事之時、寄神威、不從国務、望請 天恩、因

准先例、被停止者、弥知朝威之嚴者、同宣、奉勅、同依請者、

一、応停止国使檢注作田間、町段步数任作人等心、背檢田使目算、

不依繩墨事、

右、得同前奏状稱、同檢案内、当国之例、檢田使入部之日、任町

段之法、欲令檢注之處、作人等以見作一町者、僅称得田二三段、

又以其二三段、尚乞半損之裁、若又国使背其事者、作人等假權門

之威、猥不遂其政、所行之旨、貪婪之甚也、官物減少、只在此事、

望請 天恩、檢田時、永被停止作人等濫行、依理欲遂其務者、同

宣、奉 勅、同依請者、

一、応停止有限早米等代、称任或以糠糶藁薪等令弁濟事、

右、得同前奏状稱、同檢案内、調庸雜米殊可精好之田、<sup>〔量脱〕</sup>綸言重、

続文

国解

不法之科、詳載章条、望請 天恩、当国官物任度度制符、令停止  
糠糝等類、背符旨者、任法欲被召誠庄司等者、同宣、奉 勅、同  
依請者、<sup>⑫</sup>

一、応兼補大江、吹田等御厨檢校職事、

右、得同前奏状備、同檢案内、件職者、代代之吏、多以兼帶、且  
致監臨之勤、且專供御之事、而近代不兼補件職之間、嚴重供御殆  
多違失、寄人等為先非法、望請 天恩、因准先例、被兼補件職者、  
將催行供御之事者、同宣、奉 勅、同依請者、

一、応任先例、以国司切符、令催濟所部当国所当諸司所所濟物等事、  
右、得同前奏状備、同檢案内、当国例、所所濟物使到来之時、給  
「宣下遣本國、切符庄園所当官物者、承前之例也、而近年濟物之  
使等不請取宣、於京都謹責国司、熟国尚不堪其事、況亡国之吏  
乎、望請 天恩、因准先例、被停止京都責切充庄園、欲令致其勤  
者、同宣、奉 勅、同依請者、

以前条事如件、国宜承知、依宣行之、符到奉行、

左中弁藤原朝臣（光國） 左大史小槻（有家）宿祢

正元二年四月十三日

撰津守從五位下中原朝臣維精誠惶誠恐謹言、

請殊蒙 天裁、因准先例、被裁許雜事捌箇条状、

一、請被停神社仏寺院宮王臣家使、不触国宰、帶符牒告書、闖入郡

内庄園、冤凌郡内百姓事、

右、維精謹檢案内、好立庄園、格制已重、而貪婪之徒相<sup>⑬</sup> 交郡邑、

或求膏腴之便宜、或尋土民之田地、寄募權勢、号已庄園、随印不  
經国宰、直放符牒、差遣私使、暗定仟佰、恣以立券、郡司等陳由  
緒者、召禁其身、還及凌轢、如此之輩、充滿所部、国之巨害、只  
在斯事、望請 天裁、因准先例、被停止者、將期国内之肅清矣、

一、請被停止神社仏寺并諸御厨寄人、以公民作田、称売買、遁避  
官物及臨時雜役事、

右、同檢案内、校田授口、格条所指也、而神社仏寺司庄園寄人等、  
以公民作田、暗称売買、遁避官物、对捍国務、所為之旨、已涉狼  
戾、縱雖神民等、耕作公田者、何可不勤課役哉、就其作人、充<sup>（又宛）</sup>  
行雜事之時、寄神威、不從国務、望請 天裁、因准先例、被停止  
者、弥知朝威之嚴矣、

一、請給官使不論有輸庄園、皆悉檢注、勘決本免加納、且免除、且  
被停止事、

右、同檢案内、当国者本田万二千五百二十余町也、而中古以来、  
神社仏寺領權門勢家庄、逐年蜂起、每任陪增、其外或号本庄之加  
納、或称寄人之名田、恣以虜掠、不異免田、仍所遣公田、其数不  
幾、就中本免百町之庄籠領二三百町、何況庄園近辺相交田堵、遇  
庄司称公田、遇国使募庄領、巧成一旦之論、遂遁兩方之弁、如此  
之類繁而有徒、加之雖本免十町、恣堺限四至於籠領數百町哉、是  
則雖似作人之<sup>（賂）</sup>賂、只依領<sup>⑭</sup> 主之押行也、望請 天裁、被給官  
使国使相共、不論有輸、不輸、皆悉檢注、且对檢公驗勘除免田、  
且相定官物充行公事、永絶虞芮之訟、將期殷禹之治矣、

一、請任先例被宛行在家役神社仏寺權門勢家庄園寄人等居住要津不



勤国役事、

神崎、 浜崎、 杭瀬、

今福、 久岐、

右、同検案内、件所所住人等、近年假神社仏寺之号、募権門勢家之威、寄事於左右、遁避在家役、公事擁怠、已在此事、就中件浜崎者、往古之国領、印鑑之敷地也、更以無異論、望請 天裁、任申請被裁下者、将省吏務之煩、<sup>〔備〕</sup>試励循良之術矣、

一、請被停止国使檢注作田間、町段步数住人等心、背檢田使目算、不依繩墨事、

右、同検案内、当国之例、檢田使入部之日、任町段之法、欲令檢注之處、作人等以見作一町者、僅稱得田二三段、又以其二三段、尚乞半損之裁、若又国使背其事者、作人等假権門之威、猥不遂其政、所行之旨、貪婪之甚也、官物減少、只在此事、望請 天裁、檢田時、永被停止作人等濫行、依理欲遂其務矣、

一、請被停止有限早米等代、称枉或、以糠糶藁薪等令弁済事、

右、同検案内、調庸雜米、殊可精好之由、<sup>〔備〕</sup>論言重疊、<sup>〔註〕</sup>不法之科、詳載章条、望請 天裁、当国任度度制符、令停止糠糶等類、背符旨者、任法欲被召誠庄司矣、

一、請被兼補大江、吹田等御厨檢。<sup>校</sup>職事、

右、同検案内、件職者、代代之吏、多以兼帶、且致監臨之勤、且專供御之事、而近代不兼補件職之間、嚴重供御殆多違失、寄人等為先非法、望請 天裁、因准先例、被兼補件職者、将催行供御之事矣、

一、請被任先例、以国司切符、令催済所部当国所当諸司所所済物等事、

右、同検案内、当国例、所所済物使到来之時、給庁宣下遣本国、切符庄園所当官物者、承前之例也、而近年済物使等不請取庁宣、於京都譴責国司、熟国尚不堪其事、況亡国之吏矣、望請 天裁、因准先例、被停止京都責、切宛庄園、欲令致其勤矣、

以前条条言上如件、望請 天裁、一一被裁許者、将知憲法之貴矣、維精誠惶誠恐謹言、

寛永廿一年十一月廿四日 撰津守從五位下中原朝臣維精

定文

定文

撰津守中原朝臣維精申請雜事捌箇条、

一、請被停止神社仏寺院宮王臣家使不触国宰、帶符牒告書、闖入郡内庄園、冤凌郡内百姓事、

一、請被停止神社仏寺并諸御厨司寄人、以公民作田<sup>〔備〕</sup>称壳買、遁避官物及臨時雜役事、

一、請給官使、不論有輪庄園、皆悉檢注、勘決本免加納、且免除、且被停止事、

一、請任先例、被宛行在家役、神社仏寺権門勢家庄園寄人等、居住要津、不勤国役事、

一、請被停止国使檢注作田間、町段步数任作人等心、背檢田使目算、不依繩墨事、

一、請被停止有限早米等代、称任或以糠糶藁薪等令弁済事、

一、請被兼補大江、吹田等御厨檢校職事、

一、請被任先例、以国司切符、令催濟所部当国所当諸司所所濟物等事、

左大臣、權大納言藤原朝臣、權中納言藤原朝臣、權中納言藤原朝

臣、權中納言藤原朝臣、右衛門督平朝臣、左大弁藤原朝臣、右大弁

藤原朝臣等定申云、条々任統文、被裁許何事候哉、但於庄園檢

注并寄人不勤国役事者、輒難許申之間、可在聖断、

寛永廿一年十二月十六日

右依 宣旨勘申如件、

寛永廿一年十一月廿六日 正三位菅原朝臣為適

勘申

年号事、

享封

文選曰、皆享万戸之封、

延祿

晋書曰、延祿無窮、可以比

跡三代、

正保

尚書正義曰、正保衡、佐我烈祖、

格于皇天、

右依 宣旨勘申如件、<sup>⑬</sup>

寛永廿一年十一月廿六日從四位上行<sup>少</sup>納言兼侍從文章博士菅原朝臣知長

勘申

年号事、

載德

晋書曰、惟天降命、翼仁祐聖、於穆三皇、

載德弥盛、

後漢書曰、遂累葉載德、繼踵宰相、信哉

寬裕

礼記曰、温良者仁之本也、敬慎者仁之地也、

五条為適年号  
勘文

勘申

年号事、

寛安

毛詩注疏曰、二后行寛安之意、其下效之、<sup>⑭</sup>

貞正

礼記正義曰、尊長於人為君者、当須

章明己志、為貞正之教、

晋書曰、貞正内外惟允、

明曆

後漢書律曆志曰、明曆興廢、随天為節、

享応

文選曰、順乎天而享其運、応乎人而

正観

和其義、

周易曰、中正以観天下、

東坊城知長年  
号勘文

高辻長純年号  
勘文

寛裕者仁之作也、

尚書注曰、天下被寛裕之政、則我民無遠

用来、

慶安

周易曰、乃終有慶、安貞之吉、応地無疆、<sup>〔釋〕</sup>

右依 宣旨勘申如件、

寛永廿一年十一月廿六日從四位上行文章博士菅原朝臣長純

改元詔書

詔、體天則地之主、貫徹古今、弘道

移風之君、經理宇内、是以謬膺瑤

籙、受皇猷之統基、恭以眇身守

大宝之尊位、唯頼賢良之輔弼、將

繼列聖之宏規、方今神化潜通、咸

協和六合、武威旁暢、正保安万邦、<sup>〔19〕</sup>

踐祚必以新元革故、更訪佳躅、仍

遵帝典、宜易民聽、其改寛永廿一

年為正保元年、主者施行、

正保元年十二月十六日

綏光定文を持  
ち来る

十八日、壬申、

參議左大弁綏光持来定文、

道房着冠直衣出逢、綏光授定文、<sup>指加国解、</sup>道房披見之、

定文を奏す

次付実豊朝臣奏定文、奏畢実豊返下定文、

次道房下定文於嗣長、嗣長下左大史小槻忠利、<sup>〔壬生〕</sup>

（○以下余白）<sup>〔20〕</sup>

（○以下八紙白紙）<sup>〔21〕</sup>（止）<sup>〔28〕</sup>

（凡例）

本文異同は、闕字の有無、かなとカナの差などについて、本稿では煩瑣に亘るので採らなかつた。

異文として注記したのは次の二本である。

九条家新写卷子本（略号②）

庭田家本（同③）

記号類は次のとおり。

「」 異本の本文（何に拠るかは前掲略号で示した）

〔 〕 稿者による校注

（ ） 人名注等

（×） 抹消（擦消、重書き等）もとの字を示した注記

「」 紙の変わり目（下の丸囲み数字は紙数）

☐ 虫損